

議会改革検討委員会

第5回報告書

【報告事項】

特別委員会の設置

平成29年 3月 3日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- (1) 議会の更なる機能強化の取組として、主体的に調査研究を行う調査特別委員会を次のとおり設置し、議会としての機能を十分に発揮すべきである。
 - ア 名称は、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）とする。
 - イ 委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。
 - ウ 委員会の構成は、総務委員会に準ずることとする。
 - エ 調査期間は付議事件の終了までとし、議会の閉会中も審査を行うことができるものとする。
- (2) なお、委員会設置後に実施年度で把握した課題等を検証するとともに、継続の必要性について検証を行うものとする。

また、検討委員会では、特別委員会の設置について協議を行い、これを「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。（詳細は、7ページから8ページの「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」参照）

2 議論の概要

- (1) 特別委員会の設置の必要性
 - ・ 本市議会では、専門的かつ能率的な審査のため、市の執行機関の所管局別に5つの常任委員会を設置し、付託された議案、請願・陳情の審査、所管事務の調査等を行っている。
 - ・ 本市議会は常任委員会を中心に活動しており、議会開会中だけでなく、閉会中も積極的に活動を行い、他の政令指定都市と比較して開催日数が多い特徴がある。
 - ・ 一方、他の政令指定都市においては、議会開会中は、常任委員会において議案、請願・陳情の審査等を行い、閉会中は、それぞれの市の独自課題や部局横断的な案件を調査特別委員会に付議して、調査研究をしている例が見受けられる。
 - ・ 他都市が調査特別委員会で行っている調査研究は、本市議会においては、常任委員会の所管事務調査として行っているが、部局横断的な案件

など、所管局が複数にまたがる場合は、他の委員会の所管局に関係理事者として出席要求して対応している。しかしながら、関係理事者の調整は、常任委員会が同時開催しているため、困難な場合もある。

- ・ また、過去に、複数の所管局が関係する所管事務調査について、総務委員会と市民委員会の連合審査会を開催し調査した例があるが、委員、出席理事者の人数が多く、開催時間が長時間に渡り、効率的な委員会運営の面で課題が残る結果となった。
- ・ また、常任委員会は、付託された議案等の審査や行政側からの報告を受けることが主な活動となっている側面がある。
- ・ このため、本市議会においても、時代に即応した特定の課題について、議会が主体的に調査研究を行い、また、部局横断的な事項に対しても対応できるよう、調査特別委員会の設置について、検討すべきである。

(2) 特別委員会の具体的な調査事項の議論

- ・ 市においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにあわせ、パラリンピックに重点を置いた施策を進めているが、この取組は、所管局である市民文化局に加え、障害者施策を所管する健康福祉局、まちづくりにおけるバリアフリーの観点からのまちづくり局、観光施策の面で経済労働局など複数の所管にまたがっており、財政的な課題も関連する部局横断的な施策である。また、2020年までという時限的な側面もあるため、オリンピック・パラリンピックを含むスポーツ施策の調査研究を目的に特別委員会を設置してはどうか。
- ・ 平成28年度から開始した地域包括ケアシステムは、高齢者だけでなく、障害者、子ども、子育て中の親など、地域においてケアを必要としている市民を対象としており、関連する計画、施策等が多岐に渡るため、例えば、安心して暮らし続けることができる地域づくりに関連した特別委員会の設置も考えられる。
- ・ また、都市基盤整備に関する特別委員会を設置して、神奈川口構想やJR南武線連続立体交差事業などについて議員間で情報共有を図り、特別委員会の調査研究事項とすることも考えられる。
- ・ 税財政問題全般については、議論が市の施策全体に渡るため、特別委員会で取り扱うのにふさわしいテーマである。また、現在、総務委員会では、政令指定都市議長会及び政令指定都市市長会連名で国宛てに要望行動等を実施している「国の施策及び予算に関する提案」（白本）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充について」（青本）について報告を受け、議会としても、例年11月頃に党派別要望行動等を行っている。
- ・ 「国の施策及び予算に関する提案」は複数の所管局に関連しているが、委員会における出席理事者は財政局及び総務企画局に限られており、個別分野に関する専門的な議論を行うことが難しい状況である。
- ・ 要望行動については、他の政令指定都市では、13市が特別委員会を

設置して、税財政関係の調査研究を行った上で、要望行動に臨んでいることもあり、本市においても、大都市の税財政について集中的に調査研究を行う特別委員会を設置することも検討すべきである。

- ・ なお、調査研究事項の選定に当たっては、特別委員会に付議した案件は常任委員会の所管事務調査の対象ではなくなる点に留意する必要がある。また、特別委員会の開催日によっては、閉会中に同時開催している常任委員会の運営に影響を与えることなども考慮する必要がある。
- ・ 検討委員会では、他都市における特別委員会の設置状況及び運営方法を研究するため、横浜市会に視察を実施することに決定した。

(3) 横浜市会への視察による調査

本市の近郊で特別委員会制度を導入している事例の調査研究のため、平成28年7月14日、横浜市会を訪問し、特別委員会の設置・運営状況等について調査した。

- ・ 横浜市会では昭和60年以降、6つの特別委員会が常設的に設置されており、全議員がいずれかの特別委員会に所属している。
- ・ 定数及び会派構成については、14人から15人の定数で、各会派おおむね均等となるよう構成されている。
- ・ 正副委員長ポストは、会派所属議員数によるドント式により決定する。
- ・ 名称及び付議事件は、役員改選に向けた協議を経て特別委員会設置議決として議決される。
- ・ 設置期間は調査終了までとしており、議員任期末まで存続する。また、実質的には毎年委員の改選が行われる。
- ・ 特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取（学識経験者）などを行うこととしている。また、議案、請願・陳情等の付託は行わないこととしている。
- ・ 特別委員会では質疑通告は不要で、委員は自由に発言できる。
- ・ 特別委員会では、年間の調査研究テーマを設定し、これに関する視察や参考人招致等を実施し、案件に対する知見を深めるという活動を主としており、議員の学習機会の確保という意味合いが強い。
- ・ 特に、正副委員長には比較的期数の少ない議員が選任される傾向があり、委員も含め、若手議員の経験を積む場としての側面もある。
- ・ 毎年、第2回定例会初日の本会議で報告書を全議員及び市長以下出席説明員に配付し、その後議長から市長宛てに送付している。
- ・ 特別委員会を取り扱う事項については、原則として常任委員会から切り離して考えるべきとの考え方から、関連する常任委員会での報告、説明等は特に行っていない。
- ・ 意見書、決議については、申し合わせにより、関連する常任委員会に取り扱うこととしている。

(4) 大都市税財政制度調査特別委員会の設置に関する検討

ア 設置の必要性

- ・ 横浜市会においては、特別委員会を設置し、付議事件について、委員間の意見交換、視察、参考人招致による意見聴取等を通じて、調査研究を行っていた。
- ・ また、議案、請願・陳情等の付託は行わず、常任委員会との役割分担を明確化している。
- ・ 本市においても、特別委員会を設置して、年間を通じて1つのテーマを掘り下げ、議員間の討議等を行うことで知識の習得を深めることは、主体的な議会活動を推進する観点からも有意義であると考えられる。
- ・ 一方で、これまでの本市議会の活動が、全議員が1つの常任委員会に所属して、所管事務調査を活用して柔軟に行っていることや、常任委員会の所管との整合性などについて考慮する必要がある。
- ・ また、常任委員会の正副委員長、委員の会派構成等は、市議会議員の一般選挙後に開催される世話人会において、4年間の割り当てを決定しているが、特別委員会の設置に当たっては、これらの検討が必要で、議員任期の途中であることもあり、定数によっては新たな調整が必要になる。
- ・ このため、検討委員会では、これまでの総務委員会をベースとして、所管事務調査として報告を受けていた国等への税財政要望行動等に関する案件を中心に調査研究する特別委員会を設置することとした。
- ・ また、特別委員会の設置後に、実施結果の検証を行い、その後の実施について、再度検討すべきであるとの意見で一致した。

イ 「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（たたき台案）」の検討

検討委員会では、自民党から提出された「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（たたき台案）」をもとに、具体的な設置の考え方について協議を行った。

- ・ 特別委員会の設置を取り上げ検討してきた背景には、議会の更なる機能強化の推進や他都市における積極的な特別委員会の設置などといった状況がある。
- ・ また、本市議会の現状として、国への税財政に係る要望・要請行動が執行部主体で行われており、議会として積極的な意見・提言を行う環境が整っていないこと、総務委員会での所管事務調査（報告）の際、財政局及び総務企画局のみの出席であることや、総務委員会での断片的報告により、現状把握や制度に対する理解を深められないことなどが挙げられる。
- ・ 現状を整理すると、①議会が能動的、積極的に調査研究を行う環境の整備、②税財政制度に関する部局横断的な対応が可能な体制の整備、③議会主体による要望・要請行動の積極的な取組、④若手議員の制度理解

及び知識の習得、の4点が、本市議会の税財政要望事項における課題となっている。

- ・ これらの課題を解決するため、①二元代表制のもと、議会の主体的な調査・研究に基づく本市等の税財政状況を適切に把握し、将来を見据えた制度のあり方の検証を行うこと、②テーマに基づく部局横断的な議論を行うこと、③大都市における税財政制度の確立を目指し、議会として国等へ積極的に意見・提言等を行うこと、④若手議員を中心とした税財政制度の理解、及び参考人招致などを活用した積極的な知識習得の機会を確保することについて、実現に向けた取組を行うべきである。
- ・ 特別委員会の活動を通して、議員の意識改革・質の向上と、働き方・仕事の進め方改革の趣旨に沿った効率的な委員会運営を目指すものとする。
- ・ 議会の更なる機能強化の取組の視点から、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で実施している提案・要望行動について、本市議会に調査特別委員会を設置して、主体的に調査研究を実施し、国宛てに提言等を行い、議会としての機能を十分に発揮するべきである。
- ・ 調査特別委員会の所掌事項は、将来にわたり安定した税財政制度を確立するために、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査・研究を行うことである。なお、総務委員会をはじめとする他の常任委員会の調査権を尊重するものとする。
- ・ 実施年度で把握した課題等を検証するとともに、調査特別委員会での調査・研究そのものの必要性について検証を行う。また、執行部からの意見聴取など、議会だけでなく執行部とも協調した検証作業を行う。
- ・ 検討委員会では、たたき台案について協議し、この案に沿った形で進めることで各会派の意見が一致したため、以降は具体的な運用等に関する協議に移行した。
- ・ なお、調査特別委員会を若手議員の制度理解及び知識習得の場として活用することについて、委員から、ある程度経験のある議員を選任するべきとの意見があったことも付記する。

ウ 具体的な構成、運用等についての検討

- ・ 特別委員会の定数は、全ての議員が4年間の任期中に一度所属することを前提に、定数を15人とすることも考えられるが、任期途中の設置ということもあり、また、今回は総務委員会がこれまで所管していた分野を中心に調査を行うことを勘案すると、定数は13人として、会派構成も総務委員会に準ずることによいのではないかと考えられる。また、正副委員長の選出会派については、任期途中からの実施であることなどから、委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派から選出するものとする。
- ・ 調査の対象は、これまで総務委員会が所管していた、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で行っている「国の施策及び予算に関する提案」（白本）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての

要望」(青本)を中心に調査研究を行い、概ね4月に正副委員長の互選等、4月下旬に前年度の要望等の結果等、7月、10月にそれぞれ白本、青本について調査研究する。また、これらの調査研究を行った後、委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席するものとする。

- ・ また、必要に応じて、大都市の税財政制度等に関して、学識経験者等を参考人として招致し、調査研究の充実を図るものとする。
- ・ なお、これまで総務委員会において所管事務調査として報告を受けていた市の「国の予算編成に対する重点要請」及び「県の予算編成に対する要望」も取り扱うものとする。
- ・ 常任委員会との役割分担を明確にするためにも、議案、請願・陳情は付託せず、これらの審査は行わないものとする。ただし、委員会発議による意見書、決議に係る審査は可能であることを確認した。なお、正副委員長会議は、通常、議案等の付託委員会等を協議していることから、正副委員長は、正副委員長会議には出席しないものとする。
- ・ 出席理事者については、白本、青本等の所管局であった総務企画局及び財政局職員を中心とするが、その他、付議事件に係る所管局職員も出席する。
- ・ ただし、関係理事者の出席方法については、執行部側の過度な負担にならないよう配慮が必要で、正副委員長があらかじめ重点的に取り上げるテーマを選定して出席を求める方法や、常任委員会のように理事者の入れ替えで対応する方法などの考えもある。
- ・ なお、具体的な関係理事者の出席については、特別委員会設置後に、特別委員会で協議を行うものとする。
- ・ 委員長報告については、調査特別委員会を設置している他都市の事例では、活動状況を中間報告として取りまとめ、1年ごとに本会議に報告し、また、設置期間が終了となる議員の任期直前の定例会において、調査研究の結論を取りまとめ、本会議に報告している事例がある。このため、他都市における事例を参考に中間報告等を行えるものとするが、具体的な報告の方法は、特別委員会設置後に協議を行うものとする。
- ・ 特別委員会でのインターネット中継の取り扱いについては、平成29年度は中継実施を見送り、平成30年度の検証時に改めて協議することとする。
- ・ その他の委員会における発言、記録、傍聴等の取扱いは、定数等を勘案して、常任委員会と同様に行うものとする。

3 「特別委員会の設置」についての具体的な内容

「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」に関する詳細は、以下のとおりである。

大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）

1 設 置

本市議会に、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 付議事件

委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）

1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。

2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。

3 議案、請願及び陳情は、付託しない。

4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。

- 5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。
- 6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。
- 7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。
- 8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。
なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

資 料 編

- 特別委員会関係他都市状況
 - 【特別委員会設置状況】 ----- 1 0
 - 【議案、請願・陳情付託状況】 ----- 1 5
 - 【常任委員会及び特別委員会開催日数】 ----- 2 1
 - 【税財政関係特別委員会設置状況】 ----- 2 4
- 特別委員会の設置について（川崎市議会委員会条例、川崎市議会会議規則、議会運営の手引き（抜粋）） ----- 2 5
- 特別委員会について（公明党案） ----- 2 6
- 横浜市会視察報告（概要） ----- 2 7
- 税財政要望関係報告等について
（平成27年度総務委員会における実績） ----- 3 2
- 特別委員会の名称、目的、構成及び調査期間等について（案） ----- 3 3
- 大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（自民党案） ----- 3 4
- 大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案） ----- 3 5
- 大都市税財政制度調査特別委員会実施要領 ----- 3 7